

■建築物の用途別基準適用表

＜一覧表凡例＞ ○整備義務 ●努力義務 △整備義務 (一部に適用)		規則第3条に掲げる号	1									
			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	
対象施設			学校その他これに類するもの	博物館、美術館又は図書館	体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場	病院、診療所、助産所又は施術所	社会福祉施設その他これに類するもの 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	公会堂又は集会場	展示場	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
整備項目		面積要件	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超
不特定多数等が利用する便所	小規模特定施設 便房	出入口から便所までの経路	有効幅員90cm以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		出入口	80cm以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		便器	洋式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		手すり	設置	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		大きさ	車いす使用者が利用することができる空間を確保	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		案内表示	洋式便器及び手すりを設けた便房の戸に標識を掲示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
車いす使用者用便房	設置基準		1以上(男女の別がある場合それぞれ1以上)設置	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○
	出入口有効幅員		80cm以上	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●
	戸の構造		施錠しやすく、緊急の場合は外部からも解錠することができ、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつその前後に高低差がないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洗面台		レバー式又は光感知式等の水栓器具を設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	便房	設備	洋式便器とし、手すりを設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		大きさ	車いす使用者等が円滑に利用できるように十分な空間を確保	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●
興行場等の客席	設置基準		客席の床面積の合計が200㎡以上	—	—	—	—	—	○	○	—	—
	車いす使用者が利用できる客席の部分	数	客席数の1/200(又は10席)以上	—	—	—	—	—	○	○	—	—
		位置	出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置	—	—	—	—	—	○	○	—	—
		床	水平で、滑りにくく、平たん	—	—	—	—	—	○	○	—	—
	車いす使用者が利用できる通路	有効幅員	90cm以上	—	—	—	—	—	○	○	—	—
		段	設けない(傾斜路設置の場合を除く)	—	—	—	—	—	○	○	—	—
		傾斜路・勾配	1/12以下(高低差16cm以下の場合1/8以下)	—	—	—	—	—	○	○	—	—
		始点・終点	1.5m以上の水平部分を設置	—	—	—	—	—	○	○	—	—
	聴覚障害者への配慮	表面	滑りにくく、平たん	—	—	—	—	—	○	○	—	—
			集団補聴設備等を設置	—	—	—	—	●	●	—	—	—
車いす使用者用駐車施設	設置数		不特定多数等が利用する駐車場の台数が25台超の場合、台数の1/50(又は3台)以上設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	構造	位置	利用円滑化経路又は主要な出入口までの経路が短くなる位置に設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		有効幅員	3.5m以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地面・床面	水平で、滑りにくく、平たん	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	車いす使用者が通行できる通路の構造		利用円滑化経路を構成する敷地内の通路又は廊下等と同等の構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内表示	不特定多数又は主に視覚障害者が利用する部分	廊下等の段又は傾斜路の上端に近接する部分	点状ブロック等の設置(勾配1/20以下・高低差16cm以下かつ勾配1/12以下・自動車駐車施設の場合を除く)	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●(主として視覚障害者が利用する部分に限る)	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●
		傾斜路の上端に近接する踊場	点状ブロック等の設置(勾配1/20以下・高低差16cm以下かつ勾配1/12以下・自動車駐車施設・連続手すりを設ける場合を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		階段の上端に近接する踊場	点状ブロック等の設置(自動車駐車施設・連続手すりを設ける場合を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—

1						2	3	4	5	6	7	8	12・13
ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	左記イ〜カに掲げる建築物「小規模特定施設」	共同住宅(床面積の合計が2,000㎡以上又は50戸を超えるもの)	工場(床面積の合計が2,000㎡以上のもの)	国、県、市町村等の事務所又は公社、公団、独立行政法人等の事務所	銀行その他の金融機関の事務所	事務所(床面積の合計が2,000㎡以上のもの)	公衆便所	地下街その他これに類するもの	駐車場
飲食店、喫茶店、その他これらに類するもの	理髪店、クリーニング店、貸衣装屋その他これらに類するもの	公衆浴場	ホテル又は旅館	火葬場	左記イ〜カに掲げる建築物「小規模特定施設」	共同住宅(床面積の合計が2,000㎡以上又は50戸を超えるもの)	工場(床面積の合計が2,000㎡以上のもの)	国、県、市町村等の事務所又は公社、公団、独立行政法人等の事務所	銀行その他の金融機関の事務所	事務所(床面積の合計が2,000㎡以上のもの)	公衆便所	地下街その他これに類するもの	駐車場
100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡以下	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	—	—	不特定多数が利用する部分の床面積の合計(※6)が1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 1,000㎡超○	不特定多数が利用する部分の床面積の合計(※6)が1,000㎡超○	床面積の合計(※5) 50㎡以上○	—	—
1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	—	—	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	50㎡未満●	—	—
○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—
○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—
○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—
1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	—	—	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	1,000㎡以下●	50㎡未満●	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	—	—	不特定多数が利用する部分の床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	不特定多数が利用する部分の床面積の合計(※3)1,000㎡超○1,000㎡以下●	床面積の合計(※3)50㎡以上○50㎡未満●	—	—

■建築物の用途別基準適用表

＜一覧表凡例＞ ○整備義務 ●努力義務 △整備義務 (一部に適用)			規則第3条に掲げる号		1									
					イ	ロ	ハ	ニ	ホ		ヘ	ト	チ	リ
					学校その他これに類するもの	博物館、美術館又は図書館	体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場	病院、診療所、助産所又は施術所	社会福祉施設その他これに類するもの 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	公会堂又は集会場	展示場
整備項目			面積要件		100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超
案内表示	視覚障害者利用円滑化経路	経路上の措置	誘導ブロック又は音声誘導装置の設置(進行方向を変更する必要がない風除室・自動車駐車施設を除く。受付から出入口を視認できる場合は出入口まで設置。)	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●
		経路を構成する敷地内の通路												
	その他の案内表示	洋式便器・手すり	当該設備を設けた便房の戸に標識を掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、オストメイト対応設備	当該設備を設けた便所の出入口又はその付近及び便房の戸に標識を掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		車いす使用者用便房	便所の出入口又はその付近及び便房の戸に標識を掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		車いす使用者用駐車施設	車いす使用者駐車施設並びに便房の戸又はその付近に表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	案内設備	位置、表記方法、文字の大きさを高齢者、障害者等に配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
文字情報表示設備			官公庁、医療施設、金融機関の事務所へ設置	－	－	－	●(病院・診療所に限る)	－	－	－	－	－	－	
避難用誘導灯			点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
利用円滑化経路とするものに係る駐車場(建築物である場合)			地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する際に設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
車いす使用者用浴室等	設置基準		不特定多数等が利用する浴室等を設ける場合、その1以上(男女の区分があるときはそれぞれ1以上)設置	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
	浴室内の構造	設備	浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
		大きさ	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
	床面		粗面又は滑りにくい材料	－	－	○	－	－	－	－	－	－		
	段		出入口から浴槽等まで段を設けない	－	－	○	－	－	－	－	－	－		
	出入口	有効幅員	80cm以上	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
		戸の構造	自動扉その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(前後に高低差なし)	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
車いす使用者用客室	設置基準		床面積が2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル・旅館に1以上設置	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	出入口	有効幅員	80cm以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
		戸の構造	自動扉その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(前後に高低差なし)	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	便所(同一階に車いす使用者用便房が設けられている場合を除く)	便房	車いす使用者用便房を設置	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
		出入口	有効幅員80cm以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	戸の構造		自動扉その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造(前後に高低差なし)	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
浴室等			車いす使用者用浴室等と同じ構造(当該建築物に車いす使用者用浴室等が設けられている場合を除く)	－	－	－	－	－	－	－	－			
カウンター及び記載台又は公衆電話台			高齢者、障害者等の利用に配慮したものを1つ以上設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
授乳及びおむつ替えの場所			官公庁、医療施設、店舗等へ設置	－	●	－	●(病院・診療所に限る)	－	－	●	●	●		

*5 建築物全体(特定施設に該当しない部分も含む。共同住宅部分を除く。一般地に複数棟ある場合は、すべての棟を算入。)の床面積の合計とする。
*6 特定施設に該当する部分の床面積の合計とする。他用途の特定施設との複合施設である場合は、*5で算定する。

1						2	3	4	5	6	7	8	12・13
ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	左記イ〜カに掲げる建築物「小規模特定施設」								
飲食店、喫茶店、その他これらに類するもの	理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するもの	公衆浴場	ホテル又は旅館	火葬場	共同住宅(床面積の合計が2,000㎡以上又は50戸を超えるもの)	工場(床面積の合計が2,000㎡以上のもの)	国、県、市町村等の事務所又は公社、公園、独立行政法人等の事務所	銀行その他の金融機関の事務所	事務所(床面積の合計が2,000㎡以上のもの)	公衆便所	地下街その他これに類するもの	駐車場	
100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡以下								
床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	—	—	不特定多数が利用する部分の床面積の合計(*6)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	不特定多数が利用する部分の床面積の合計(*6)1,000㎡超 ○ 1,000㎡以下 ●	床面積の合計(*5)50㎡以上 ○ 50㎡未満 ●	—	—
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	○
○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	—
●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	—
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
●	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	●	—	—

注1 不特定多数等が利用する：不特定かつ多数が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用すること(規則第3条第1号又は第2号に掲げる特定施設の場合にあつては、多数の者が利用すること)をいう。
注2 一団地の住宅施設については、当該一団地内にある建築物・道路・公園等それぞれの施設に関する整備基準を適用することとする。